湖月抄

荷の上

北三

秋山文庫藏書

藤裏葉　細　巻名ハ詩号也　源氏九歳三月より十二月まで

花ゆゑ

どうそ花のうら葉のしたもみぢまで

梅づえの同年のもの

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

根ぬまの菊せめて涙の名残にと
五月雨のころ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

文籍ありし家礼　孟モシヤウ

とくもんべーとうくの意味
イ法とうく　細あれ
みくくう。而後に父母の礼
と作人ものを用るあれ
く我身が男なれば
うくとくとくとくべくとう
くく　仰　文籍八史記とて
よいとう。高祖紀云六
年高祖五日一朝太公如
家人父子礼太公家令
説太公曰天無二日土無
二王今高祖雖子人主
也太公雖父人臣也
礼家礼云ハみの文を
うやまふること他人なれど

ふり給ふと。細夕者ふしてい給ふあるこ
うやまり。細内大臣殿夕者とうてうふ
あのうくこのゆくくよ地一給ひのをよ
細我身をと後ふとこ
ひとり給ふ人ますひをて給ふんつくう
孟ん
文籍ありも家礼とのふことあり
果ガ
やうよりのとくへもうくいとくう
人とふひまふるとこいうくふうやまり給ふこう
細内大臣の御
らくくくもべくあんをどのりて。ふひまさま
細夕者の御
やおりくさ給よ氣色ごと給いでうむし
とやまふ人出るれいうくどよハ身をとつる
細内大臣の御
さ海みもとくくとつまふうくふ給ふをふよ
けうんじるもくくとよふはくどんのとうう

とみよ准して礼をいうをを公今の世よも家礼とうひさくくれう。畧記曰文籍
家礼をハどんせくくれいくくもくもくべくさう一度せくくう
うあうどの御一　細あれの我主孟ハ只儒道のすとつくう
いくくうふるやまふ　細内大臣の我ふとうとうやまふ物式と根ふふう
筆をとうひまふ　細故我仕の大臣大文養上ものれゆうりとくく身を捨てをつ
くくくくくくくくく
孟夕者の早下　松酒分
殊器と存ぶふまうう
よ作くくくハうくう
夕者のふけ為うみうを
こうりううべくと謝
くう詞
くくどくくて　礼ひくうう
くくし人をとりてうて
くくくくくくくくくく
我夕者と御食庶一ある
夜のくくく　細内大臣殿
三光自筆に芸日くく夜
のくくくのくくどけて
見くくく紙をくのま
人孟くうふれて生
で紙もくくく仰公
とりて巻名くくを

とうくうくのをこうくよくくとう
細内大臣の附置くくくくくくくくくく
こまり少くくくれくくくくくくくくて家
のくくくくくくくく

むしのこゑ　細　雲井屋のをとめ

咲そめし花のもとにいつの日か秋の来ぬらん　秋の夕暮

秋の夜の月の光のうつろひ　おのづから人の心の秋ぞ

あらんを約束の夜ぞ　いかれよ　ゆゆしく恨みものこそ

つゆ　のまつ　山蔭　ものこそ　ゆゆしく　おぼ　諸一　ものこそ　恨　秋　人の　月の光　秋の夜

雲井屋　ゆゆしく　雲井屋　恨　秋　諸一　おぼ　ゆゆしく　恨　秋　雲井屋　ものこそ　恨　秋　諸一　ものこそ

ちうようークシ七三段下畧花芦垣の方ハ男のこそうよ女とともるひて家の垣とこ
ていひ　ここ女の歌よ若る人を名ろ　どとあぞ出つ　んとうぞつるんし下畧
伊什分後ひ　くこ　ふんひ什方よ出やに　ちくとしいわりタ者の什方のくを　れうつる
こるさに角府のやけまるるのけまるるのけ　やよりてとしいやよりてこ
まへよろ什家の　細花名ところろを　多人よろと　長縛書写の法　くちくちくいわざ
と男ってうこひうのうるへし今後その席るれ　ぐろけうぞいうろづひわざ
うるうを弁のねけてまとりまるくるのまくにうこひ　ぐきしぬがて内古色をく
えへてうこひえまるるうえし　ばうるにうぐくれ幸のうこ　毛詩みどうこふ
漢家よ什例出りし　又孟子ものどにも毛詩の詩　尚書の組ちよちぐひ男よまき
ぐひて　みまうみをとあくねまま男ようくぐうるくゆく
半空の張とへうぐうくれ　孟伊るふよとぐろろい表てう家こ定てくぐろう
ととうんとて半ぐの組をそへて　細お日比のうこ　夕秀の組
組ちひのうこ　細夕秀こ孟夕秀のそ絃と法こ　夕秀の組
ゆく法よいうこ元るやこと　てぐうん
ちつくくんぐこうてぐうこ元もやどくく　孟わどこうりこと夕の乃中ねへの組こ
くこて作りやぐこれ長ねぐ　細中ねをきてのこう
と中ねるようへ法ぐぐあこんやはやちこ　孟こ元こ
ぐりこうこあこうこちひすくこ　もくこ

居をゆるこんしのこぐ殺
と殺ちを国府のぐちを

松よ殺れう　細西白こを
善こ六怙　善こ癒こうる松な
殺ちう殺ちれどものが
法しぞ花ハ咲ちる伊松
よ殺出ちいつくね殺り
こてあうんとゆくしや
とハ花の法の殺れちぐ
ちぐくくいひうちふ
とくこてゆくしやこ
わこのちぐや　細夕秀おい
殺方の屋こうこ殺こ
くとひちつく
いうこうぞ　三いうこう
ないつこうーづくの方ハて
花てのうこ自林こうぐ
殺よ国人百のちけこう
れく
世のこあしハも　西殺こう
ちちわうねこちこ

ちれぐ伊　孟伊ねこ伊こう殺の殺れのちこ殺こ
花のこぐ　細夕秀の組
ちぐこうぐ作やとこハ松ちぐこれうハあぐ
のこうこれ花うハゆくこちやとこちあ殺中ねハこうこ
ちこれこのけぐやとこちあれこ人さ　孟夕秀の
ちこ伊殺のこを　内こ伊嫁殺のちをん
法の中よめぐこここちこうもあり
こうここてちこんこうこけけうここれぐう　細夕秀こ
ちこちやこここちぐこちこ殺こんハ殺こ
殺ぐ殺ちこけぐ多けぐいつこうぐ殺
こちこ　孟雲の房
こてこのこ自林こけぐ　女いここうぐここちこ
こてこのこ殺ちこ殺ちこ殺ちこ　細夕秀の組
ちこ殺こ殺ちこ殺ちこ殺ちこ世のこ殺こ
ちこちこちこ殺ちこ殺ちこ殺ちこ殺ちこ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

さうしき人も女の
盃人受事よんこぶく
物をなのらく源氏一部
ものと源の行と

て。細源の行と けさいらつよみそどりのつやさと
さ人も女のすぐみはそぐそくあつあ
を人ろくづくいらいてれをぐ
ろぐされこるるんをそう人なめけこり
けつれこるつと知わく ろ知ぐのれをそそ
のおやりすくこてすぐりるくこげ知れ法
あろを世人 もいひいづることわこんやさり
とそをりげ方しけうぶかよんをぐりし
て。すきぐ ちさをぐ人るどりう法をさ
こそおいて よ知りさやりんをそそとと
めれど そのらぐ人めくこしげらをあ
ろろく人えてみくさ所つきまる人分り

源氏物語

師々考十九巻源氏八社
九巻くされども源氏名
くて法兄弁のやこと

すみぞめ 類字源語抄二十
お源注二ものろさを
くすみろくさみぐいる
もおるぐどをるぐさうや
ろろさあやのるつ一さ
花色の本ハくのあやと
ありてうくめをさろに

あぐれのをへをそ抄四人民と夕毛日の四年
と云と源のあるを
やすされあをひと知がをられみとを
えぐすうづこのをぐりとそ法源
うがみく源氏と夕毛日と
とえあると知ろ人して法源ぐあれかぐ
そそ法つ知ぐいうをそされるるつ一
細毛衣に色ろろさねぐ
ろろされぐそのるうあさろぐんけぐやう
よつやくくすきろをりて代つさ
をどあてよろ法めるうかつ中する宰
花ときを見
わ歳いすろ法めるされるをそよすみを
ものこぐくまでをんをろさあやのるり
るを紙さるるくるをそそくあをえんは

てはなちてくるくるとおとあり。師
説の中に八百さあやとあり
てこのわやイ本とあり。
めの下は法しるしてみ白さあ
やとあるを不審なり。墨一
仮名下は深ならねどもの見
白き綾ハさねくさ
くさん仏なるて　細抄に記てさ
る。三光寺文花園史に仁明兼
和七年四月八日請傳灯
大法師位静安於清涼
殿始行灌仏事とあり者
より法寺よりとなる絵
云ハ推古天皇より下
まわり灌仏して内裏并
に執政大臣家まで
なるなり。美和七年より
始る
くくくく

六条院のれいぜいの花の盛りの姫君の三月の
[illegible] 細殿上
[illegible]
[illegible]
[illegible]

ひかるさ人どもうちいてそ
ひくひかるうしく
をぐてて定めるさ世それ
ぐてそ行すもやふまうそ
いうるうるうの世を
馬柔 彼れ自れ蔵上乃
れ来のあうるをとうふ
よつけくもそ盛衰
定めるさ世るれだ源
も只とれのちくなる
世よせるりうさるも
ちつよちるせてこうる海
りるれど源氏の故よ
のうるるえんを孫のうれ
ふよをうるえうるん世の
ひくひをうえるれ世に忘
ふうにもえしるうぬ
うをるるうるうるふ
しそて来上も只との
嫌嫌にうるせて佐るき
るうるのふをるの紙り
上をるるるるれうるた
盃上をるるるる源の蔵数
へうるうるれい源の来の

りへいてうるて表うれどぐくいてうるぐめ
るさ世るれいるそ行すをうふまうそ
いけうぐうりの世をすぐうる海りうれど
のうり佐るんすれの世るどのうるへる
さ紙うるへるいるぐうるうるひうぐうるうるれぐ
れれれれ佐れれ蔵数上の蔵数より源のおりてし
るうるうるるるる

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

りのうしろいひいろ
細ゆゑ上とて宮人と紫上
のたひをふて
そうしのの　細源の方く
のけ中みを紫上を
うしろ
をうしろ

れなびく海　細紫上のり
し花を姫君のけりを
あうりり
女院の御あり海よりとうね
暦紫上のり女院とい大うさ
のりとうし紫上輦
ゆうされて退出りり
うしろ
さもうの方のうり

ちいひうけつひるで　細ゆゑ上のうし　おほのんとめうふもたうことうて
きうう給みいとけうううりかりは
しうとうしううよめぐうしうて
うの中みもぐれうれううぐうて
ううびうう海ようぐまり給うもて
ううとうとううううよううめぐうう
れりうとうのううり　細ゆゑ上のうし
うれううのううううぐれ
ううとのううり　細紫の退出とうれいなびううう
ういぐ給ぐうれのうとうとうり
くれて車などゆうされて如れのけあり
うう海りうとうぬとうひううぐうう
がりうう方のうぐうりいとうけうひ
ねりのやうう海と夢のうううて

物おうようおううようおうを
方のうううりとうりう
うとうれいうりのうりうひう
うりう方とうひうう
ゆうう上のうう　細うれ
ひうりりりもう
ううもりいひうりりて
きうぬ物いうう海うりう
所ひうり物とううぬとい
うれううのううううぐれ
ううとのううり　細ゆゑ上のうう
うう海ううう方とうひうう
ていりりうひうう紀
方とうひ海うう食の
今うううううて物紫
くううりうくうてうひく
ううう海うう

ううう海のううぐうう海うぬうひ物と
ぞうううう海うりうう海うう方とうひうう海のうう
のううりうう海うう海うう方とうひうう海のうう
ようう海うう海うう海うう海うう海うう海うう海
ううう海うう海うう海うう海うう海うう海うう海
ううう海うう海うう海うう海うう海うう海うう海
ううう海うう海うう海うう海うう海うう海うう海
ううう海うう海うう海うう海うう海うう海うう海
ううう海うう海うう海うう海うう海うう海うう海
ううう海うう海うう海うう海うう海うう海うう海
ううう海うう海うう海うう海うう海うう海うう海

それよりけうぶくもあるべし
孟子云ふ
石上のそひぶみをそねむ
人は疫よりひるをぜど
石上のそうさのようにて疫
ぶくるさまにて疫
よりひるをとそもけう
ぶくもあるべしと
の何よりも
屋上人をもわすれ
いとしき
是素
石上のそうぶのあ
らそうをゆ屋上人
ぶくもは姫君のたうを
風流のいとしてあ
ふ人をもけう
どもとも
さうとしてさうとさはされ
を
石上の物
ちとけふとして
してさうとさはされ
うとさくあるべしわ
ぬ石上のわうとあと

みどすれど
そうぶ石上の
いまあり
いとぜ
るとこ
しとこ
どぶ
けうよ
そのへ
ゆは
ちとけ
あるべし
くあやう

細
孟
仲
細
細
細
細
孟

今はたいもとけうん
物語氏上官をやめて
陽花ぶぐもせんの
し功成名遂身退の
之

文の内さのとくよ
孟子云ふ里のさうさ
人なれ

太上天皇よりさだめられたる位　細花園の院の位よりつきたる帝の位をさうりゝてゝ後鳥羽の院いまゝさうりゝたる太上天皇号　位よりつきたる人の院号あり　教明報恩と号せし例なきゆゑ　但太上天皇を号せぬ　弘安元年　爵封戸　太上天皇にうりゝて　足よりて　位相給ふ　落雲女院　弁二条院の位

事よりは太上天皇にうどゝ　位封のゝ　院の位号の位　天皇の位封は法令よりはゆゝ　のせられ　太政大臣の食封は　のゝ　二条院　二条の内乃　太政大臣の食封は　小一条院の例をもて三千戸　細川の千戸　しるされ　まぐさ

つぎさうりみどころの位　弁　弁爵　弁官　位とあるこゝろ　人　流大分　細　清涼　太政大臣　補ら

音の例をあらはし　細　清涼　太政大臣　補ら

とし　太政大臣の二のつぎ　源氏は　太政大臣　補ら

まてうりみどころの位　太上天皇の音の例　補ら

を　位　うりみどころ　位　位　位　位

うりて　位　位　位　位

名のいる　孟冬　宰相中将　細　太政大臣　任中納言　中将　中納言　中納言

く　宰相中将　中納言　中納言　中納言

びよ　幼位　中納言　中納言　中納言

わきみだり　細濃ゝとり
いろの位とゝく、こゝさ紫ゝ
三位ゝ、花色の袍、
花はかりよ濃ゝとり
ゝ位ゝ、紫色の袍、
又二位三位ハ濃紫色
とゝこゝ紫ゝとゝ
の袍の色ゝ、
のゝ、ゝ上麻明衣
濃中納言ゝ内九条

おなたゝ紫位の
ゝ
ゝ
ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

このあのの山　仲上の二首
哀傷の詞なればなくい
くてとのふん

そのころの　細こと
してこいの移ひつれと
くく奇を接まふ
人くちの世人して宮
（発表ところれこと
ぬ古のふくこと歌のい
もひつてえ一紙い
こけけよろ　金先
いれとくけ
拾夕書　多摩雲み丁を
もこのむとくおさくよ
ひとぐへよそみ
しくをとり
ぬ今もとくのすちよ
ぬもたえのけんなを
られば夕書と雲外の二条

移ぶびくくくもくくしぶ
細おのをあのけ今
てくくしびどりのくくを
けくくくくれ移とれ
まりくれど
太郎信
そのくくれかいあいしべをくくめくく
へくこ私もくひ世ひよくく
雪れのめけ
れいくくりぶ
雪れ乳母
いつれくくをとげくそのひみぶぶくれ
ぶくくくを私のくくみぶくおいべたをくう
のくくくよ山のくあつめくくと中絶えいり
と世わくと母たくあいくく移りてわくくく

くくくくく

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]見記第一之巻に曰 摘鳥奏潸下事 延喜廿年十月十八日 摂中納言藤原朝臣 着小鳥於菊枝に立階前奏之 船木氏有進御贄 あたのもけいたなのもけいとげて 問此作法之故 [illegible] 一説者也 [illegible] 養者公卿 [illegible] 又物いたとあり 鶯 [illegible] 奥は出雲の池 [illegible] 付は物と [illegible] 但先名よは玉の取献物 [illegible] 諸物 [illegible] 人 [illegible] 折櫃 [illegible]

[illegible] 紅梅の [illegible] 倒 [illegible] 王 [illegible]

[illegible] 冷泉院の [illegible] 池 [illegible]

[illegible] 紫の雲 [illegible]

[illegible] 紫の雲 [illegible]

[illegible]

[illegible] 細 [illegible] 花 白樺よ二色あり。
[illegible] 赤色[illegible]

[illegible]

例のごとくよひさいぞうの乳色

[illegible] 細小樂

[illegible]

[illegible] 惜

[illegible]

[illegible]

[illegible]

例のごとくよひさいぞうの
[illegible] 細 紫菫の紙
[illegible]

[illegible]

[illegible] 紀

[illegible] 細 [illegible] 花 樂器の[illegible]
[illegible] 細樂器をあつる女房[illegible] 白書寮の[illegible] 旧記[illegible]
[illegible] 細 [illegible] 仲 書[illegible]よ和琴[illegible]
[illegible] 和琴の名物[illegible] 時内裏[illegible]
[illegible] 細 [illegible]

[illegible] 細 [illegible]

[illegible] 細 [illegible]